

令和8年度福岡県「がんの治療と仕事の両立支援事業」仕様書

I 事業の名称

令和8年度がんの治療と仕事の両立支援事業

II 事業の目的

がん患者が働き続けることができるよう事業主、管理職に直接、がん患者を取り巻く医療、就労等の状況を説明し、関連する必要なアドバイスを行うことで、治療と仕事の両立に係る意識改革を促進する。

III 事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

IV 事業の実施方法

- 1 本事業は、本仕様書に基づき行うものとする。
- 2 受注者は、本事業の実施に当たり問題が生じた場合には、発注者と協議の上、適切に対処すること。

V 事業内容

1 事業主、人事労務担当者が集まる場所での意識啓発

治療と仕事の両立支援員（社会保険労務士、保健師等）を、商工会議所連合会、商工会連合会、経営者協会など、様々な事業所団体のブロック単位での定例会等に派遣し、事業主や人事労務担当管理職に対して、がん患者の取り巻く状況、就労継続を支援することの必要性・重要性や就業・休暇及び在宅勤務に関する制度の整備並びに県が実施している補助制度について、意識啓発を図る。

(1) 実施回数

25回。

事業所団体のブロック単位での定例会等の開催時期を勘案し、適切に実施すること。

(2) 説明する内容

治療と仕事の両立に係る、次の内容に関する情報の提供

- ① がんに関する基礎情報、次の両立支援に当たっての留意事項
 - ア がん治療の特徴を踏まえた配慮
 - イ メンタルヘルス面への配慮
 - ウ がんに対する不正確な理解や知識に伴う問題への対応
- ② 従業員の健康確保や健康経営による組織の活性化等の両立支援の意義
- ③ 国の「がん対策推進基本計画」、県の「第3期福岡県がん対策推進計画」で盛り込まれている内容を基に、企業における就労支援の必要があること。
- ④ 労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（改正雇用対策法）において、病気の治療と仕事の両立支援が、労働者の多様性な事情に応じた雇用の安定と職業生活等の目的を達成するために国が総合的に講ずる施策の一つとして、明確に位置づけられたこと。

- ⑤ がん患者が働き続けることができるよう、就労環境をどう見直したのか、或いは、見直すべきなのかといったことを説明するモデル事例（想定でも可）。なお、モデル事例においては、就労関係専門家からの視点だけでなく、医療従事者からの視点も加味した内容とすること。
- ⑥ 次の県が進める施策について、普及啓発を図ること。
 - i) がんの治療・仕事の両立支援事業費補助金制度
 - ii) がん患者就労相談支援事業の相談窓口
 - iii) がん検診の受診促進
 - iv) 肝炎ウイルス無料検査の受検促進
 - v) HIV 無料検査の受検促進
 - vi) 風しん抗体検査の受検促進
 - vii) 骨髄バンク事業の啓発

(3) 支援対象

働き方改革に積極的に取り組んでいる企業

(4) 派遣者等

受託事業者は、事業を円滑に行うため、派遣者として、下表に掲げる資格を有する者を1名以上は配置すること。

担当する分野	資格	人数
労務関係	社会保険労務士	
両立支援関係	キャリアコンサルタント	
医療関係	保健師などの医療従事者	1名以上

(5) 運営

- ① 事業所団体の定例会などに出向き、事業主や人事労務担当管理職に対して、がん患者の取り巻く状況、就労継続を支援することの必要性・重要性や就業・休暇及び在宅勤務に関する制度の整備並びに県が実施している次の事業について、説明及び周知を行うこと。
 - i) がんの治療・仕事の両立支援事業費補助金制度
 - ii) がん患者就労相談支援事業の相談窓口
 - iii) がん検診の受診促進
 - iv) 肝炎ウイルス無料検査の受検促進
 - v) HIV 無料検査の受検促進
 - vi) 風しん抗体検査の受検促進
 - vii) 骨髄バンク事業の啓発
 - ② 説明資料として、上記（2）の①から⑥に関する資料を作成すること。なお、数量及び規格は以下のとおりとする。
 - ・ 300部
 - ・ A4 カラー 1枚程度
 - ③ 説明後に、以下の個別アドバイスが必要か否かのアンケートを実施し、回収すること。
 - ア 治療・介護と仕事の両立
 - イ 働き方改革
- アンケートについては、事業所が抱える課題や求める支援内容など、今後

の対策の参考資料となるよう問い合わせを工夫すること。

(6) 留意事項

- ・事業主や人事労務担当管理職への意識啓発を行うにあたって、単に理解させるだけでなく、自らの事業所に当てはめ就業規則等の見直しへとつながっていく内容を盛り込むこと。
- ・説明は、両立支援関係と医療関係の内容とすること。

2 個別事業所へのアドバイザー派遣

アンケートで治療・介護と仕事の両立支援について個別アドバイスを受けたいと回答した事業所等に出向き、当該事業所の就業規則等を見て、具体的なアドバイスを行うこと。

また、発注者と協議し、「働く世代をがんから守るがん対策サポート事業所」等の働き方改革に積極的に取り組んでいる企業への派遣についても積極的に行うこと。

(1) 実施事業所数

50事業所。

このため、上記1の定例会等に限らず、様々な機会を通じて、個別事業所へのアドバイザー派遣につながる手立てを模索すること。

(2) 説明内容

個別事業所ごとの実情や要望を踏まえた上で、当該事業所の治療・介護と仕事の両立支援に向けた具体的なアドバイスを行うこと。

また、令和3年度から県が実施する、在宅勤務に係る環境整備等に要する経費補助制度の詳細（対象事業所、申請方法、補助金額等）について説明を行うこと。

(3) 派遣者等

受託事業者は、事業を円滑に行うため、派遣者として社会保険労務士の資格を有する者を1名以上は配置すること。

(4) 実施事業所への事後調査

アドバイザーを派遣した事業所に対しては、派遣の一定期間後、がん患者の治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組んでいるか調査し、結果を取りまとめて報告すること。

3 その他

- (1) 上記の「1 事業主、人事労務担当者が集まる場所での意識啓発」「2 個別事業所へのアドバイザー派遣」においてアドバイザーを派遣するにあたっては、派遣されたアドバイザーの説明内容やレベルに齟齬が生じないよう情報共有や研修を行うなど均てん化を図ること。
- (2) 令和3年度から県が実施する、両立支援に伴う在宅勤務に係る環境整備等に要する経費補助制度において、県から意見を求められた場合には適切な助言を行うこと。
- (3) 上記1の(5)の②の啓発資料を作成する際には、当課と協議の上、作成すること。

- (4) 上記1及び2の事業するために所要の人員を確保すること。
- (5) 本事業に従事する者は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。また、本業務に従事する者でなくなった後においても、同様とすること。

VI 計画書の提出

受託者は、実施計画書を福岡県に事前に提出するものとする。

VII 報告書の提出

受託者は、次に掲げる報告書を福岡県に提出するものとする。

- 1 毎月の業務実績：翌月10日までに提出。ただし、令和9年3月分については、令和9年3月31日までに提出するものとする。
- 2 業務完了報告書：受託業務完了後、委託期間終了日までに提出するものとする。

VIII 経費等

- 1 本事業の実施に必要な経費は、委託金として発注者において支出する。委託金には、講師の謝礼・交通費の他、必要とする資材作成費、機材の運搬費、会場使用料等を含む。
- 2 V-2-(1)の実施事業所数50事業所を下回った場合には、未実施事業所数1事業所あたり7,000円を委託金額から減額する。
- 3 本事業の終了後、速やかに経費の精算を行うこととする。なお、支払限度額は、当初契約の委託金額とする。ただし、2の減額がある場合には減額後の委託金額を支払限度額とする。

IX その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者の双方で別途協議を行うこととする。